

し
知っておきたい

かくていしんこく
確定申告

しょとくぜい しんこく のうぜい かんぶ
～所得税の申告・納税、還付など～

のうぜい ぎ む 【納税の義務】

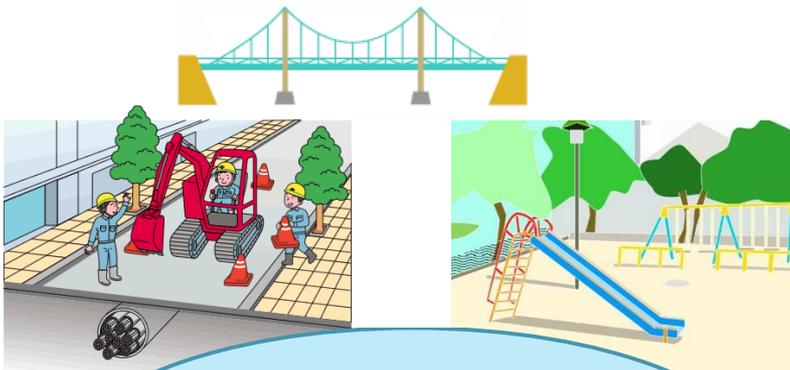
にほんこくけんぽう こくみん さんだいき む
日本国憲法の国民の三大義務

きんろう ぎ む きょういく ぎ む のうぜい ぎ む
「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」

のうぜい ぜいきん おさ
納税する（税金を納める）こと

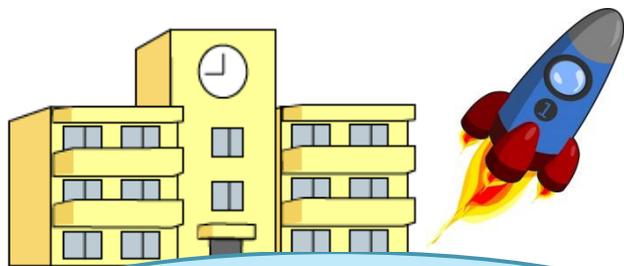
- ▶ くに いじ はってん ぜいきん ひつよう
国を維持し、発展させていくには「税金」が必要
- ▶ ぜいきん おさ わたし くに ちほうじ ちたい いろいろ
税金を納める 私たちは、国・地方自治体の色々なサービスを
う
受けている

ぜいきん つか
【税金を使ったサービス】

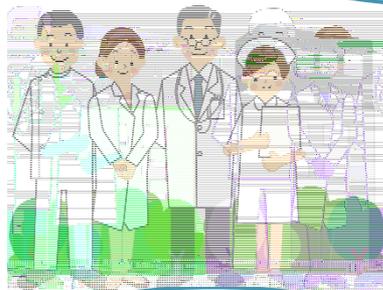


どうろ はし こうえん
道路・橋・公園など

かんきょう せいび
環境の整備



きょういく がく はってん
教育や科学の発展



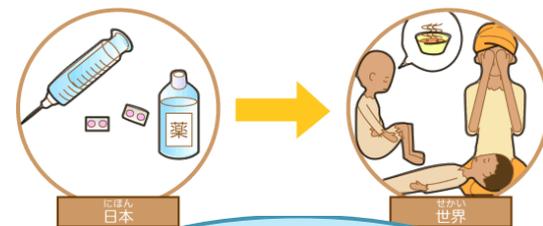
けんこう いりょう
健康や医療



あんぜん あんしん く
安全・安心な暮らし



かいてき く
快適な暮らし



かいがいえんじょ
海外援助

のうぜい んぎむ 【納税の義務】

ぜいきん おさ 税金を納めないとななるの？

ぜいきん たいのう
▶ 税金を滞納している

かくていしんこく ひつよう ひと かくていしんこく
▶ 確定申告が必要な人が、確定申告をしない



ぜいむしょ ちょうさ う ばあい
▶ 税務署の調査を受ける場合がある



のうぜいきんがく おお む しんこく か さんぜい えんたいぜい
• 納税金額が多くなる（無申告加算税や延滞税など）

ざいりゅう し かく こうしん えいじゅうしんせい き か しんせい えいきょう
• 在留資格の更新、永住申請、帰化申請などに影響する！

かくていしんこく

【確定申告とは】

◆ かくていしんこく じぶん おさ ぜいきん けいさん
確定申告は、自分で、納める税金の計算を
しんこく て つづ
して、申告手続きをすること

◆ がつついたち がつ にち ねんかん けいさん
1月1日から12月31日の1年間で計算する

◆ よくねん がつ にち がつ にち ぜいむしょ
翌年の2月16日から3月15日に税務署に
しんこく
申告する

◆ しんこく のうぜい かんぶ う
申告してから、「納税」または「還付」を受ける

かくていしんこく のうぜい かんぷ 【確定申告の「納税」と「還付」】

のうぜい おさ ぜいきん ふ そく
▶ 「納税」= 納めた税金が不足していたら、
ぜいきん おさ
さらに税金を納める

のうぜい きげん よくとし がつ にち げんきん がつはつか ふりかえ
※「納税」の期限は、翌年の3月15日まで(現金)、4月20日まで(振替)

かんぷ おさ ぜいきん おお ぜいきん
▶ 「還付」= 納めた税金が多すぎたら、税金
もど
が戻る

かんぷ しんこく きげん よくねん ねんかん
※「還付」申告の期限は、翌年から5年間

わたし かくていしんこく
【私は確定申告をする？しない？】

A きん む さき かつ 勤務先(勤めている会社やお店)から きゆう よ 給与をもらっている B しよ い じょう 2か所以上で はたら 働いている

はい

いいえ

C きん む さき 勤務先から「げんせんちようしゅうひょう源泉徴収票」をもらっている

はい

いいえ

D きん む さき 勤務先が「ねんまつちようせい年末調整」をしている

はい

いいえ

E いりようひ 医療費がとて高かった

はい

いいえ

かくていしんこく よ 「確定申告」をすると良い

かんぶ よ 還付

きん む さき 勤務先に げんせんちようしゅうひょう 「源泉徴収票」 せいきゆう を請求する

B じぶん かいしゃ みせ けいえい 自分で会社やお店を じえいぎよう 経営している(自営業)

はい

かくていしんこく 「確定申告」をする のうせい 納税

かくていしんこく ひつよう 「確定申告」をする必要はありません

かくていしんこく
【確定申告】

かくていしんこく
＜確定申告をしなければならない人①＞

じぶん かいしゃ みせ けいえい ひと
自分で会社やお店を経営している人
じえいぎょう
(自営業)



しんこく のうぜい
申告し、納税しないと
ぜいきん
もっとたくさんの税金
はら
を払うことになる！

かくていしんこく
【確定申告】

かくていしんこく
＜確定申告をしなければならない人②＞

きゅうよ しょとくしゃ きん む さき きゅうよ ひと
給与所得者（勤務先から給与をもらっている人）で、

きゅうよ か しょ い じょう う と
➤ 給与を2か所以上から受け取った

きゅうよ い がい しょとく きんがく ごうけい まんえん こ
➤ 給与以外の所得の金額の合計が20万円を超えた

きゅうよ い がい しょとく れい
(※) 給与以外の所得の例:

げんこうりょう こうえんりょう よ ちよきん り し かぶしき はいとう こうりぎょう
原稿料や講演料、預貯金の利子、株式の配当、小売業、

せいめい ほけん まん き ほけんきん
生命保険の満期保険金 など

きゅうよ ねんしゅう まんえん こ
➤ 給与の年収が2,000万円を超えた



かくていしんこく 【確定申告】

きゅう よ しょとくしゃ
給与所得者の
かんぶ しんこく
『還付』申告

かくていしんこく ＜確定申告をしたほうがよい人①＞

げんせんちょうしゅう ぜいきん おさ ねんまつちょうせい
源泉徴収で税金を納めているが、『年末調整』をして
ひと かくていしんこく ぜいきん もど ばあい
いない人は確定申告をすると税金が戻る場合がある

きん む さき まいとし がつころ ていしゅうつ
勤務先に毎年11月頃に提出すると
かいしゃ みせ ねんまつちょうせい
会社やお店が「年末調整」してくれる
みほん つぎ
※見本は次のスライド

ねんまつちょうせい ひつよう しょうい めいしょう ＜年末調整に必要な書類の名称＞

きゅう よ しょとくしゃ ふ ようこうじょなど い どう しんせいしょ
「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」

きゅう よ しょとくしゃ ほ けんりょうこうじょしんせいしょけんきゅう よ しょとくしゃ はいぐうしゃこうじょしんせいしょ
「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

きんむさき まいとし11がつころ ていしゆつ
勤務先に毎年11月頃に提出する

ねんまつちようせい ひつよう しょうい めいしよう
<年末調整に必要な書類の名称>

きゆうよ しょうとくしゃ ふようこうじよなど いどう しんせいしよ
「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」

きゆうよ しょうとくしゃ ほけんりようこうじよしんせいしよけんきゆうよ しょうとくしゃ はいぐうしゃこうじよしんせいしよ
「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長 税務部長 山形県庁	給与を支払う者の氏名(氏名) 給与の支払者の法人(個人)番号 給与を支払う者の所在地(住所)	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号 あなたの住所又は居所	市 区 町 村	生年月日 年 月 日	配偶者の有無 有 無
------------------------	--	--	------------------	---------------	------------------

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が同居者、遺族、節度又は障害者控除の対象にない場合にも適用し、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名及び個人番号	生年月日	住所又は居所	関係月日及び事由
A 控除対象配偶者				
B 控除対象扶養親族(基礎控除以上)				
C 障害者、遺族、節度又は障害者控除を受ける扶養親族等				
D 給与所得者が控除を受ける扶養親族等				

○住民税に関する事項
 (住民税に課税する市区) 1
 (国民年金の扶養親族 [平13.1.25以後]) 2
 3

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項で給与所得者の扶養親族申告書の記載を要しています。

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 税務部長	給与を支払う者の氏名(氏名) 給与を支払う者の所在地(住所)	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所又は居所
----------------	-----------------------------------	--------------------------------

保・配特

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険料の 納付額	保険金の受取人 の氏名	納付の 区分	あなたの所得中に支払った 保険料の金額(円未満を切り 捨てた金額を記載する)	給与 支払者の 氏名(氏名)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

配偶者の氏名	氏名	生年月日	住所又は居所	関係月日及び事由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				

○この申告書は、平成27年10月1日現在の所得状況を記載するものであり、変更がある場合は、変更の日から10月1日現在の所得状況を記載してください。

しょうい ていしゆつ
この書類を提出すると、
 ふようかぞく にんすう こくみんねんきん ほけんりよう おさ
扶養家族の人数や、国民年金保険料を納めていること
 おさ ぜいきん きんがく すく
がわかるので、納める税金の金額が少なくなる！

かくていしんこく 【確定申告】

かんぶ しんこく
『還付』申告

かくていしんこく <確定申告をしたほうがよい人②>

かんぶ しんこく きげん よくとし ねんかん
※「還付」申告の期限は翌年から 5年間

- いりょうひ
➤ 医療費がたくさんかかった
- さいがい とうなん ひがい う
➤ 災害や盗難などで被害を受けた
- とくてい きふ
➤ 特定の寄付をした
- とし とちゅう たいしよく さいしゅうしよく
➤ 年の途中で退職し、再就職していない
- も
➤ マイホームを持った

びょういん りょうしゅうしょう と
病院の領収証は取っておきましょう！

びょういん い こうつうひ めも
病院に行くときの交通費もメモする



ねんまつちようせい
年末調整を
うけていない



かくていしんこく 【確定申告をしてみよう！①】



サポウトさんの場合、

ふようかぞくはんい
ない
扶養家族の範囲内
はたら
で働いている

かぞくこうせい 【家族構成】

おっと サポウト(夫)	さい 42歳	いんしよくてん はたら 2つの飲食店で働いている
つま はなこ(妻)	さい 39歳	いんしよくてん はたら ねんしゆう まんえん 1つの飲食店で働いている(年収80万円)
ちやうなん 長男	さい 17歳	こうこうせい 高校生
ちやうじよ 長女	さい 13歳	ちゆうがくせい 中学生

- ◆ しゃかいほけん こくみんねんきん こくみんけんこうほけん かいごほけん おさ
社会保険（国民年金、国民健康保険、介護保険）を納めている
- ◆ おっと ねんまつちやうせい おこな しゃかいほけん こうじょう
夫は「年末調整」を行っていない（社会保険の控除を受けていない）
- ◆ ことし いりょうひ まんえん こうがく
今年は、医療費(15万円)が高額になった

「確定申告」をする？しない？のチェックポイント

① みせ
2つのお店から
きゅうよ
給与をもらっている

② ねんまつちやうせい
「年末調整」を
していない

③ ねんかん いりょうひ
一年間に医療費が
たくさんかかった

かくていしんこく

【確定申告をしてみよう！②】



ひつよう　しよるい　そろ
必要な書類などを揃える

つま　ぶん　ようい
妻の分も用意すること

- ^{みせ} 2つのお店からもらった「**源泉徴収票**」
- ^{いりようひ　りようしゅうしよ} 医療費の領収書 ^{こうつうひ　わす}（交通費のメモも忘れずに）
- ^{こくみんけんこうほ　けんりよう　かいご　ほ　けんりよう　りようしゅうしよ} 国民健康保険料・介護保険料の領収書
- ^{こくみんねんきん　ほ　けんりよう　こうじょしょうめいしよ} 国民年金保険料の**控除証明書**
- ^{せいめい　ほ　けんりよう　こうじょしょうめいしよ} 生命保険料などの**控除証明書**

^{こうじょしょうめいしよ}
「**控除証明書**」は
^{がつころ　じたく　とど}
11月頃に自宅に届く

かくていしんこく ひつよう ちしき 【確定申告に必要な知識①】

げんせんちょうしゅうひょう

◆ 源泉徴収票：

ねんかん かせ しょうとくぜいがく ふよう かぞく にんずう
1年間にいくら稼いだか、いくら所得税額をおさめたか、扶養する家族の人数
しよるい がつ お きん む さ き
などがわかる書類。1月の終わりぐらゐまでに勤務先からもらう。

おさ ぜいきん
②納めた税金

ねんかん かせ
①1年間の稼ぎ

平成 25 年分		給与所得の源泉徴収票														
支払 受者	住所又は居所 東京都 新宿区 下落合***	氏名	サポウト タロウ		サポウト 太郎		受給者番号		A00-****-****							
		フリガナ	サポウト タロウ		サポウト 太郎		役職名									
		種別	給料・賞与		1,800,000		給与所得控除後の金額		1,080,000		源泉徴収税額		35,000			
所得控除の額の合計額		380,000														
控除対象配偶者 の有無		配偶者特別 控除の有無		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		社会保険料 等の金額		生命保険料 の控除額		地震保険料 の控除額		住宅借入金 等特別 控除の有無		
有 無		有 無		特定 老人 その他		特別 その他		円		円		円		円		
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円		国民年金保険料等の金額		円		介護医療保険料の金額		円		配偶者の合計所得		円		
開始年月日				新生命保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円		
				旧長期損害保険料の金額		円										
外国 人	死亡 退職	災害 者	乙 種	本人が障害者 特 別	寡婦 一 般	寡 夫 特 別	勤 労 学 生	中途就・退職 就職 退職	年 月 日	受給者 明 大 昭 平	生 年 月 日	年 月 日	○	##	##	##
								25								
所) 付用)	支払 者	〒167-0041 所在地 氏名又は名称	東京都 品川区 上大崎 2-12-2 社会福祉法人さぼうと 2 1										(電話)	03-****-****		

ふよう かぞく ほけんりょう
③扶養家族や保険料

くわはく ねんまつちようせい
※空白なら「年末調整」さ
れていない

かくていしんこく ひつよう ちしき 【確定申告に必要な知識②】

◆ いりょうひ りょうしゅうしょ 医療費の領収書

がつついたち がつ にち ねんかん
※1月1日から12月31日の1年間

びょういん い とき こうつうひ
※病院などに行った時の交通費のメモ

(別紙様式1) (医科診療報酬の例)

領 収 証

患者番号	氏 名	請求期間 (入院の場合)
	様	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受診科	入・外	領収書No.	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
			平成 年 月 日				

保 険	初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検 査	画像診断	投 薬
	点	点	点	点	点	点	点
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 術	麻 酔	放射線治療
	点	点	点	点	点	点	点
	食事療養						
	円						

保険外負担	選定療養等	その他
	(内訳)	(内訳)

	保 険	保険(食事)	保険外負担
合 計	円	円	円
負担額	円	円	円
領収額合計			円

東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇病院

領収印

2015年11月7日(土) 通院

交通費 308円(目黒⇔品川)

こうつうひ
交通費のメモ

かくていしんこく ひつよう ちしき
【確定申告に必要な知識③】

いりようひ りようしゅうしょ
◆ 医療費の領収書: ※家族全員の分を用意する
かぞくぜんいん ぶん ようい

がつついたち がつ にち きかん
• 1月1日から12月31日まで期間

いりようきかん とき りようしゅうしょ しょうほうやくきよく りようしゅうしょ
• 医療機関にかかった時の領収書、処方薬局の領収書

いしゃ しじ こうにゆう きぐ りようしゅうしょ
• 医者の指示で購入した器具などの領収書

いりようきかん こうつうひ
• 医療機関までの交通費のメモ

いりようひせんよう はこ ようい
■ 医療費専用の箱を用意する

いりようきかん やつきよく りようしゅうしょ かなら はこ い
■ 医療機関、薬局などでもらった領収書は必ずこの箱に入れる

がつ にち ほぞん
■ 12月31日まで保存する

しゅうけい かくていしんこく ひつよう かくにん
■ 集計して、確定申告が必要か確認する

はこ ほか
箱には、他のレシートは
い
入れない!

こくみんねんきん ほけんりょう こうじょしょうめいしょ
国民年金保険料の控除証明書

がつころ ゆうそう じたく とど
※11月頃に郵送で自宅に届く

料金後納郵便
親展

9 9 9 - 9 9 9 9

X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X 様



大切なお知らせ
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告（年末調整・確定申告）する際は、この証明書や領収証が必要です。大切に保管ください。

発出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
 Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の運送先

X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X
 〒 9 9 9 - 9 9 9 9
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X X X

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名 X X X X X X X X X X X 様
 住 所 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X

平成26年中(1月1日から9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 平成26年10月1日

蔵入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

平成26年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	Z, Z Z Z, Z Z 9 円
(ご参考)		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	Z, Z Z Z, Z Z 9 円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	Z, Z Z Z, Z Z 9 円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成26年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。
 ●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。
 ●以下の場合、②見込額・③合計額が表示されません。
 ・他の年金制度(厚生年金保険等)に加入されている場合
 ・平成27年3月または平成28年3月までの保険料を前納されている場合
 ・保険料の未納期間がある場合 など

納付状況の内訳

年	月	納付対象月														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

●「済」は平成26年中に納付された月を、「見」は平成26年中に納付が見込まれる月を示しています。
 ●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
 ●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
 ●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。
 ●2年前納分の保険料を分割して控除することを希望される場合は、裏面の日本年金機構ホームページをご覧くださいか、お近くの年金事務所にお申し出ください。

かくていしんこく ほうほう 【確定申告の方法】

ふようかぞく つま ぶん
扶養家族の妻の分も
ようい
用意する！

ひつよう しょうい
必要な書類
ようい
を用意して、
ぜいむしょ
税務署に
い
行く

- 給与の「源泉徴収票」
きゆうよ げんせんちようしゅうひよう
- 「国民年金保険料控除証明書」
こくみんねんきん ほ けんりようこうじょしょうめいしょ
- 国民健康保険、介護保険の領収書
こくみんけんこう ほ けん かいご ほ けん りようしゅうしょ
- 医療費の領収書、病院に行ったときの交通費のメモ
いりようひ りようしゅうしょ びょういん い こうつうひ
- 生命保険料などの控除証明書
せいめい ほ けんりよう こうじょしょうめいしょ
- 戻ってくる税金を受け取るための通帳 など
もど ぜいきん う と つうちょう

いりようひ りようしゅうしょ
医療費の領収書は、
ひょう つく
まとめた表を作る



かくていしんこく しよるいさくせい こま
確定申告の書類作成で困ったら

ひつよう しよるい も ぜいむしよ
必要な書類を持って税務署に

そうだん い
相談に行きましょう！

ぜいむしよ ぼしよ かくにん
★税務署の場所を確認しましょう↓

<https://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo.htm>





ぜいきん

税金についてわからないことがあったら

こくぜいちょう

さんこう

くだ

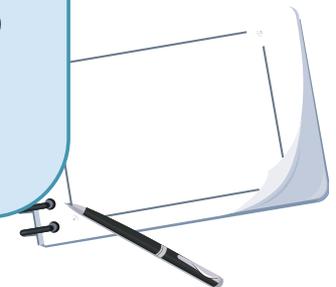
「国税庁」ホームページを参考にして下さい

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf>

のうぜい ぎ む
『納税は義務』

ぜいきん かん と あ ちか
税金に関する問い合わせはお近くの

ぜい む しょ
「税務署」に！



さく せい せいかつ かい
作成：ワーカーズ・コレクティブ生活クラブ FP の会

しゃかい ふくし ほうじん ほんきょうざい せきにんしゃ やざきりえ
社会福祉法人さぽうと21 (本教材の責任者: 矢崎理恵)

しゃかいふくし ほうじん

社会福祉法人さぽうと21

〒141-0021 とうきょう と しながわ く かみおおさき かい
東京都 品川区 上大崎 2-12-2 ミズホビル 6階

Tel : 03-5449-1331 Fax : 03-5449-1331 E-mail : info@support21.or.jp

Homepage : <http://www.support21.or.jp>